

家庭系ごみ収集輸送事業の 経営形態変更に係る方針 (素案)

平成25年 月
大阪市環境局



目次

1 はじめに	1	(4) サウンディングの主な内容	25
2 ごみ収集輸送事業の現状		(5) マーケット・サウンディングにおいて提案のあった事業スキーム	26
(1) 廃棄物の処理責任	2	(6) 民間化手法を検討する際の視点及び前提条件	
(2) 廃棄物処理の流れ	3	①視点の設定	27
(3) 一般廃棄物の処理	4	②前提条件の整理	28
(4) ごみ処理量の推移と主なごみ減量施策	5	(7) 民間化手法の検討	
(5) 新たなごみ減量目標	6	①事業スキームについて	
(6) ごみ収集品目の分類及び収集頻度	7	(視点①「既存事業者へ委託」か「新会社へ委託」か)	29
(7) 大阪市の収集体制		②事業の発注方法について	
①職員及び事業コストについて	8	(視点②「一括委託」か「分割委託」か)	30
②環境事業センターについて	13	③委託業務の分割基準について	
③管理体制について	14	(視点②「地域ごとの分割」か「業務別の分別」か)	31
④車両について	15	④新会社の設立数について（その他の視点）	32
(8) 一般廃棄物収集運搬許可業者の現状	16	5 経営形態の変更に係る方針	
3 ごみ収集輸送事業の課題と対応策		(1) 基本方針等について	
(1) 事業の仕分けと検討プロセス	17	①基本方針、②新会社に求めるもの	33
(2) 第14回府市統合本部会議で確認された基本的方向性	18	(2) 新たな経営形態について	
(3) 基本的方向性のイメージ	19	①新会社のイメージ（事業者公募に当たっての条件等）	34
(4) 受皿組織設立に向けての検討と課題	20	②公募に向けての検討課題と解消の方策	36
(5) 第16回府市統合本部会議で確認された今後のスケジュール	21	③組織と要員のイメージ	37
4 経営形態の変更にに向けた検討		6 職員の処遇について	
(1) プロジェクトチームの設置	22	(1) 基本的な方針について	38
(2) マーケット・サウンディングの実施	23	(2) 現業職員の身分移管に向けて	39
(3) マーケット・サウンディングの経過	24	7 今後のスケジュール	40



1 はじめに

大阪市では、家庭系ごみ収集輸送事業についてより一層のコスト削減を図るため、平成24年6月19日に開催された第14回府市統合本部会議において、経営形態の見直しに係る基本的方向性を取りまとめ、平成26年度中の本事業の民間化と現業職員の非公務員化を目指すこととなった。

平成24年8月からは、弁護士や公認会計士といった外部の専門家、及び都市制度改革室など他部局の参画も得て、環境局内に「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム」を設置し、家庭系ごみ収集輸送業務及び当該業務に従事している現業職員の受皿（移管先）となる組織の設立、並びに、非公務員化を実現するための課題や手法等について議論・検討を重ねてきた。

その検討過程においては、民間事業者等に対して、「対話型」の市場調査であるマーケット・サウンディングを本市で初めて実施し広く提案を募集するなど、これまで直営で実施してきた家庭系ごみの収集輸送事業の経営形態の変更を実現するため、具体的かつ実現可能な案の策定に向けた取り組みを進め、平成24年12月にマーケット・サウンディングの結果とそれを踏まえて議論・検討してきた内容の要点を「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るマーケット・サウンディング（市場調査）結果」としてとりまとめた。

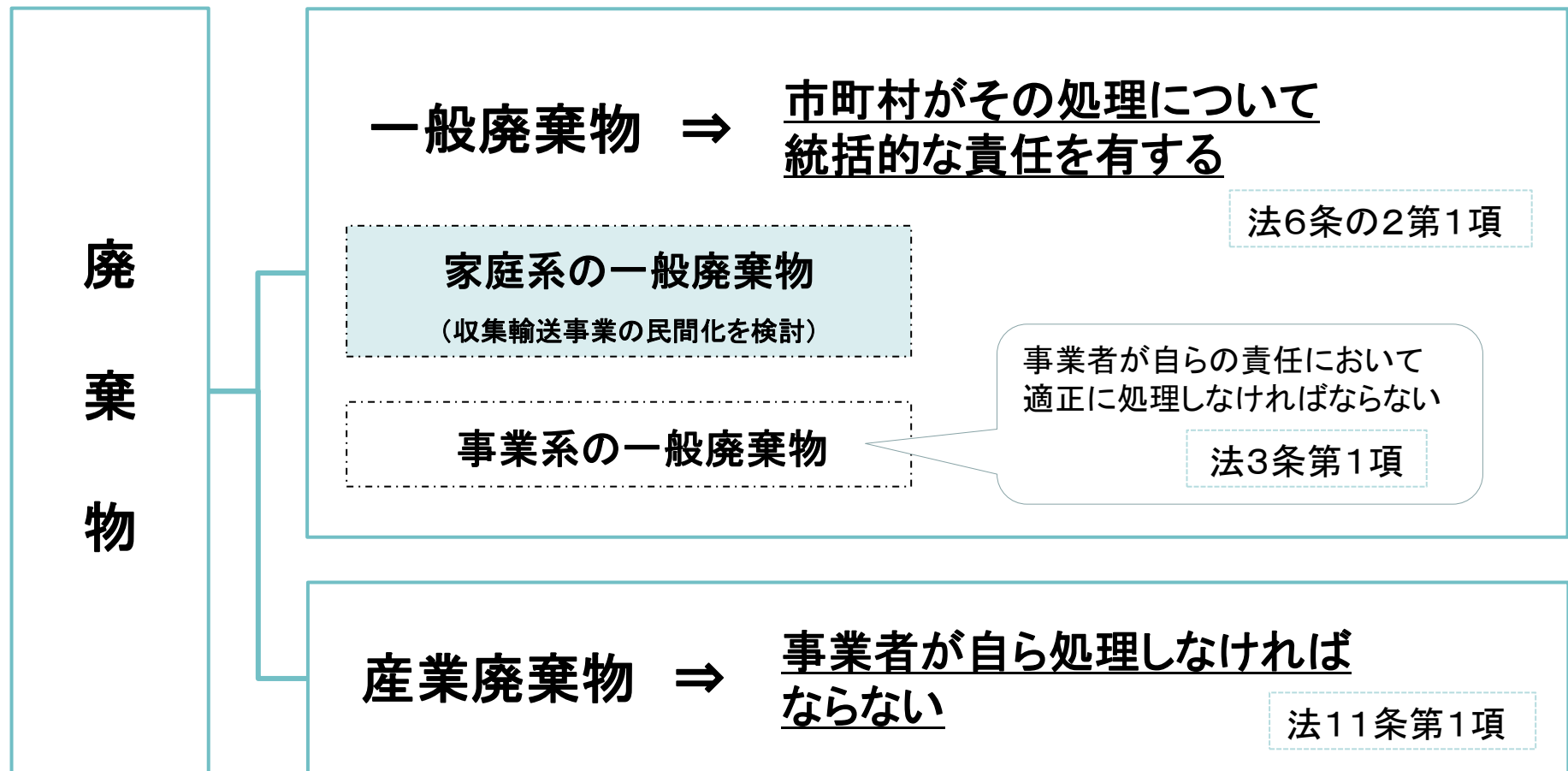
今般、マーケット・サウンディング結果を踏まえた具体的検討を進め、「経営形態の変更に係る方針（素案）」を策定したところである。

この方針（素案）については市会での議論等を経たうえで、平成25年3月には、「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更に係る方針」としてとりまとめたいと考えている。

2 ごみ収集輸送事業の現状

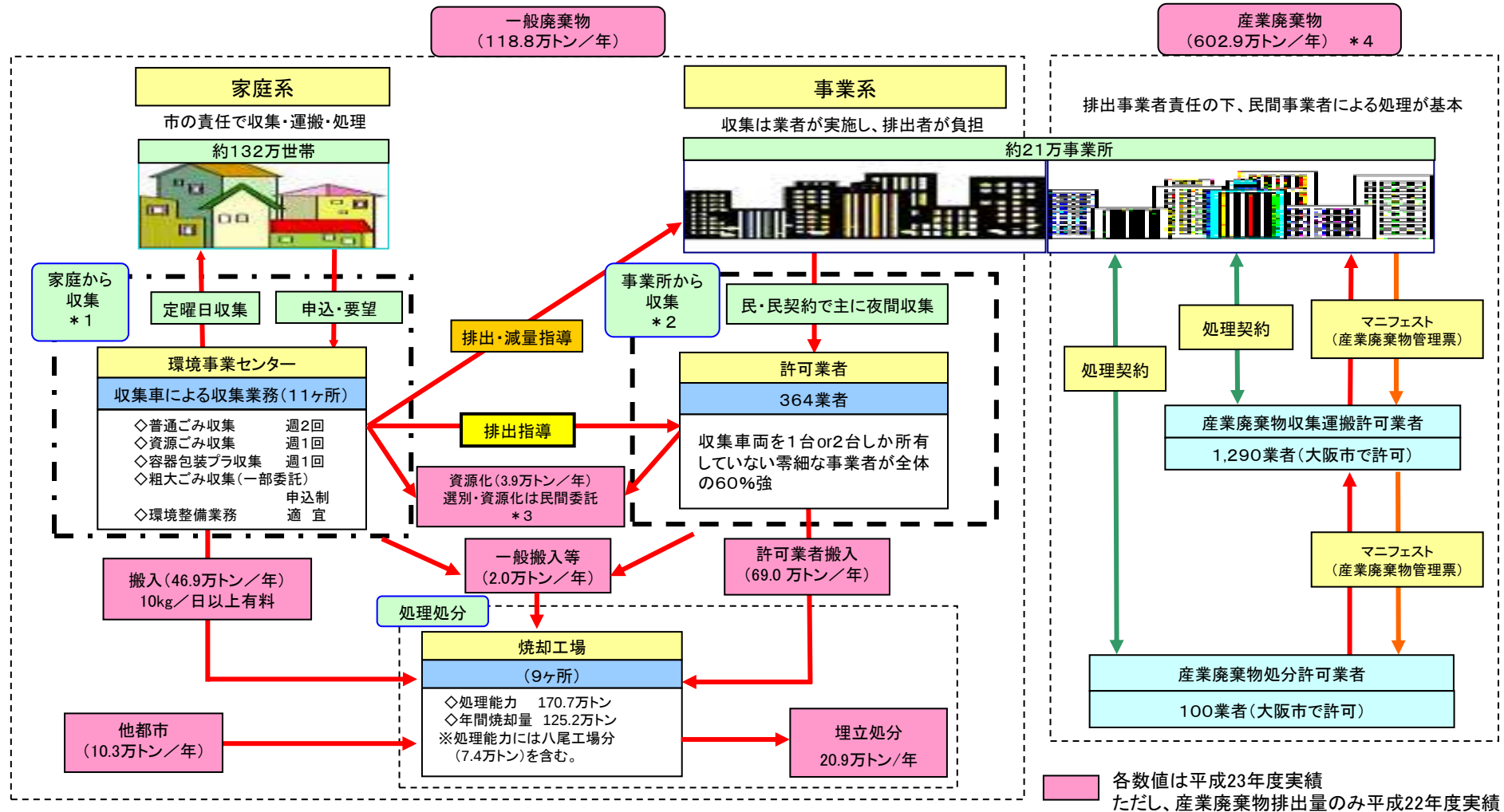
(1) 廃棄物の処理責任

一般廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に統括的な処理責任が課せられている。



2 ごみ収集輸送事業の現状

(2) 廃棄物処理の流れ



* 1 10kg未満の事業系は市が収集(無料)

* 2 アパート・マンション等、家庭系の一部を許可業者が収集(有料)

* 3 資源化量には破砕後の金属回収含む

* 4 産業廃棄物とは、事業活動により生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう

2 ごみ収集輸送事業の現状

(3) 一般廃棄物の処理

大阪市では、一般廃棄物の収集輸送業務のうち家庭系は主に直営で実施し、事業系は主に許可業者が実施している。

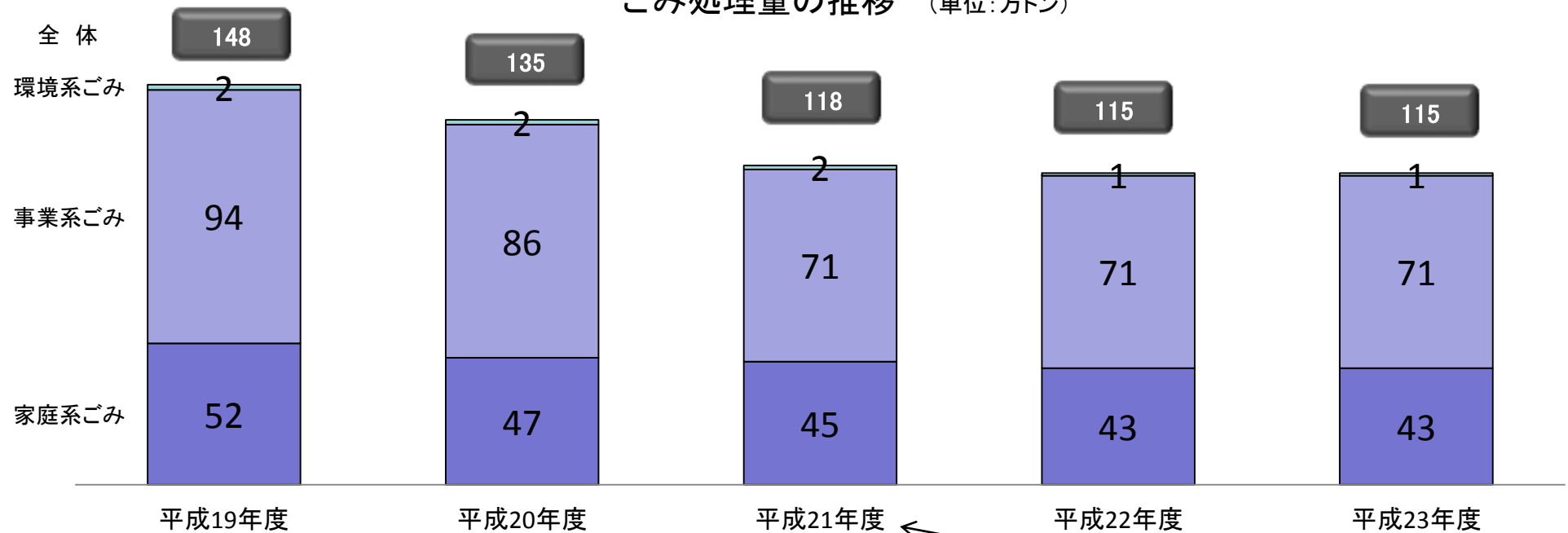
区分	収集輸送	焼却	埋立
家庭系の 一般廃棄物	直営(現業職員)による 収集輸送及び中継地管理	市施設 (焼却工場) で処理	市施設(北港 1区)で処分
事業系の 一般廃棄物	許可業者による収集運搬	(ただし、事業系は 有料で処理)	

この範囲の業務を民間化

2 ごみ収集輸送事業の現状

(4) ごみ処理量の推移と主なごみ減量施策

ごみ処理量の推移 (単位: 万トン)

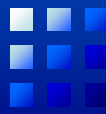


- 事業系廃棄物の適正区分
・適正処理に向けた取組 (H20.8～)
- 「事業系ごみの分け方・出し方」の
市内約20万事業所への配付
- 相談窓口開設、各局・区への説明会 等

■ 「中身の見える袋」による
排出指定制度の導入 (H20.1～)

◆ 平成21年度から平成23年度までに重点的に実施した施策

- 資源集団回収活動の活性化
 - 奨励金の段階的引き上げ (H21.4～)
 - 各戸回収方式の全市拡大 (H22.7～)
- 紙・パック・乾電池等の拠点回収場所の拡大・情報提供 (H21.4～)
- 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進 (H21.4～)
 - 焼却工場における搬入物検査の強化
 - 搬入不適物排出事業者・搬入業者への個別指導・啓発の実施
- ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ (H21.4～)



2 ごみ収集輸送事業の現状

(5) 新たなごみ減量目標

大阪市では、新たなごみ減量目標を定め、更なるごみ減量に向け施策を継続・強化する。

平成3年度ごみ処理量 217万トン 《ごみ処理量のピーク》

家庭系ごみ

- 資源ごみ・容器包装プラスチック分別収集
- 粗大ごみ収集の有料化
- 中身の見えるごみ袋の導入 等

事業系ごみ

- 大規模建築物に対する減量指導
- ごみ処理手数料の見直し
- 焼却工場における搬入物の検査指導の強化 等

平成22年度ごみ処理量 115万トン 《ピーク時からほぼ半減》

平成27年度110万トンを前倒しで達成見込み

さらに

平成27年度ごみ処理量
100万トン以下

将来的な減量目標
ごみ処理量 90万トン

- これまでの取組を継続
(分別排出の徹底など普及啓発の強化 他)
- ごみ処理手数料の改定
- 古紙類の分別収集
- 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止
(検査・指導強化含む)

- 家庭系ごみの有料化
- 将来的な人口の減少に伴うごみ量の減少
- 焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定 等

2 ごみ収集輸送事業の現状

(6) ごみ収集品目の分類及び収集頻度

項目	収集品目など	収集頻度	収集量(年)
普通ごみ収集	台所ごみ、せとものなど	2回／週	約41.2万t
資源ごみ収集	空き缶、空きびん、ペットボトルなど	1回／週	約2.5万t
容器包装プラスチック収集	プラスチック製の容器包装廃棄物（ボトル、袋など）	1回／週	約1.9万t
粗大ごみ収集	家具や家庭電化製品等（家電リサイクル法の対象品目は除く。一部地域で業務委託を実施）	有料・申告制	約1.2万t
小物金属類収集	アイロン、携帯電話、傘など（平成23年10月から3区で実施）	無料・申告制	（半年）約3t
環境ごみ収集	不法投棄されたごみなど	随時	約0.7万t
古紙・衣類収集	新聞・段ボール・紙パックなど（平成25年2月から6区で実施、平成25年10月から全市域で実施予定）	2回／月	
死獣(犬、猫) 胞衣汚物収集	犬、猫等の死体胞衣(胎盤等)、人体四肢、内臓など	随時	約2万9千件
拠点回収 (所定の受付場所で回収)	紙パック、乾電池、蛍光灯管・水銀体温計、インクカートリッジ、マタニティウェア・ベビー服・子ども服	随時	約0.03万t
中継地管理	資源ごみ、プラスチック製の容器包装廃棄物の中継地(集積場所)の管理		
ふれあい収集	一人暮らしのおとしより等で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象として、家庭まで収集に伺う	申込制 随時又は定期	
車両整備	上記各収集作業に使用する小型パッカー車等の車検、定期整備、修理等		

2 ごみ収集輸送事業の現状

(7) 大阪市の収集体制

① 職員及び事業コストについて

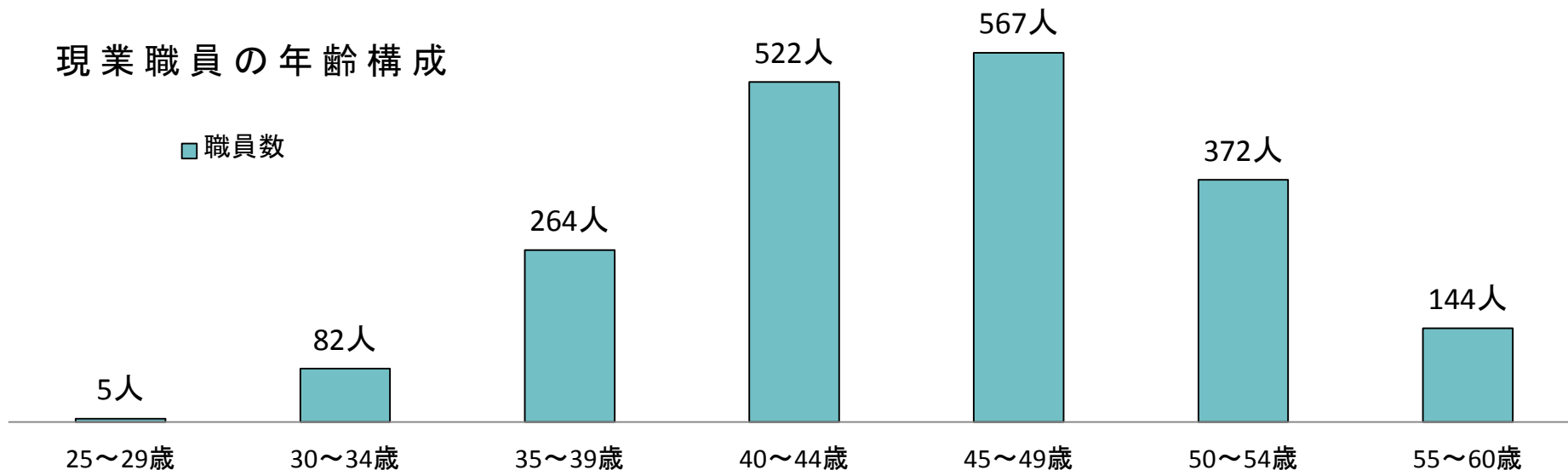
(i) 職員

大阪市における家庭系一般廃棄物の収集輸送業務に携わる現業職員の概要は次のとおりである。

現業職員

- ・ 人 数 1, 956人（平成24年4月1日現在）
- ・ 平均年齢 45.4歳

現業職員の年齢構成



2 ごみ収集輸送事業の現状

(7) 大阪市の収集体制

① 職員及び事業コストについて

(ii) 事業コスト (平成23年度ごみ処理原価より算出)

大阪市における家庭系一般廃棄物の収集輸送に係る事業コストは、大半を人件費が占めており、そのほとんどは税により賄っている。

事業コスト

- ・ 人件費 190億円
- ・ 物件費 13億円

平成23年度事業コスト (ごみ処理量115万トン) [単位:億円]

	その他	環境	容プラ	資源	粗大	普通ごみ
(ごみ種別内訳)	22	20	30	21	21	89
支出金額	物件費					人件費
(203億円)	13					190
(性質別内訳)	使用料・手数料					税負担
財源内訳	5					198

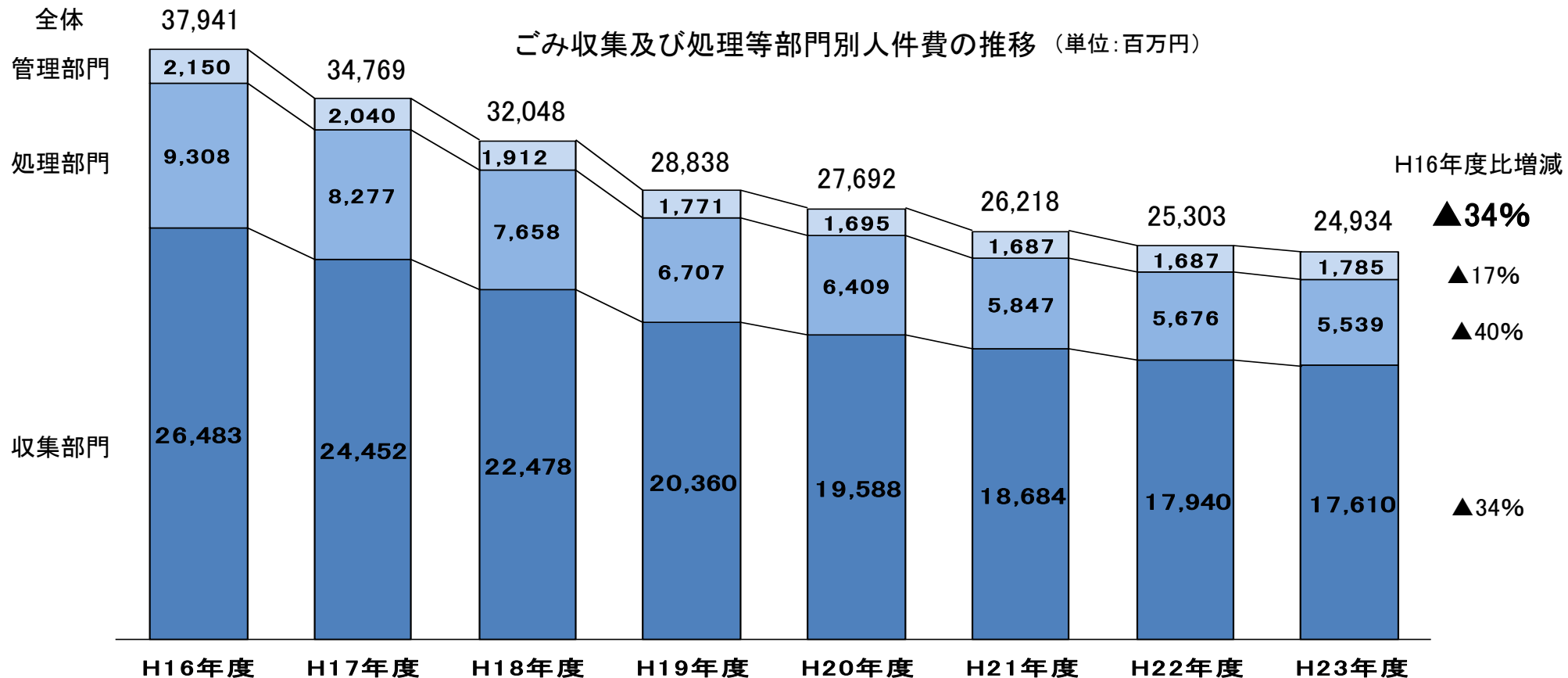
2 ごみ収集輸送事業の現状

(7) 大阪市の収集体制

① 職員及び事業コストについて

(iii) 総人件費の推移

ごみ収集及び処理等部門別人件費の推移は次のとおりであり、年5%程度の総人件費の削減に努めてきた。



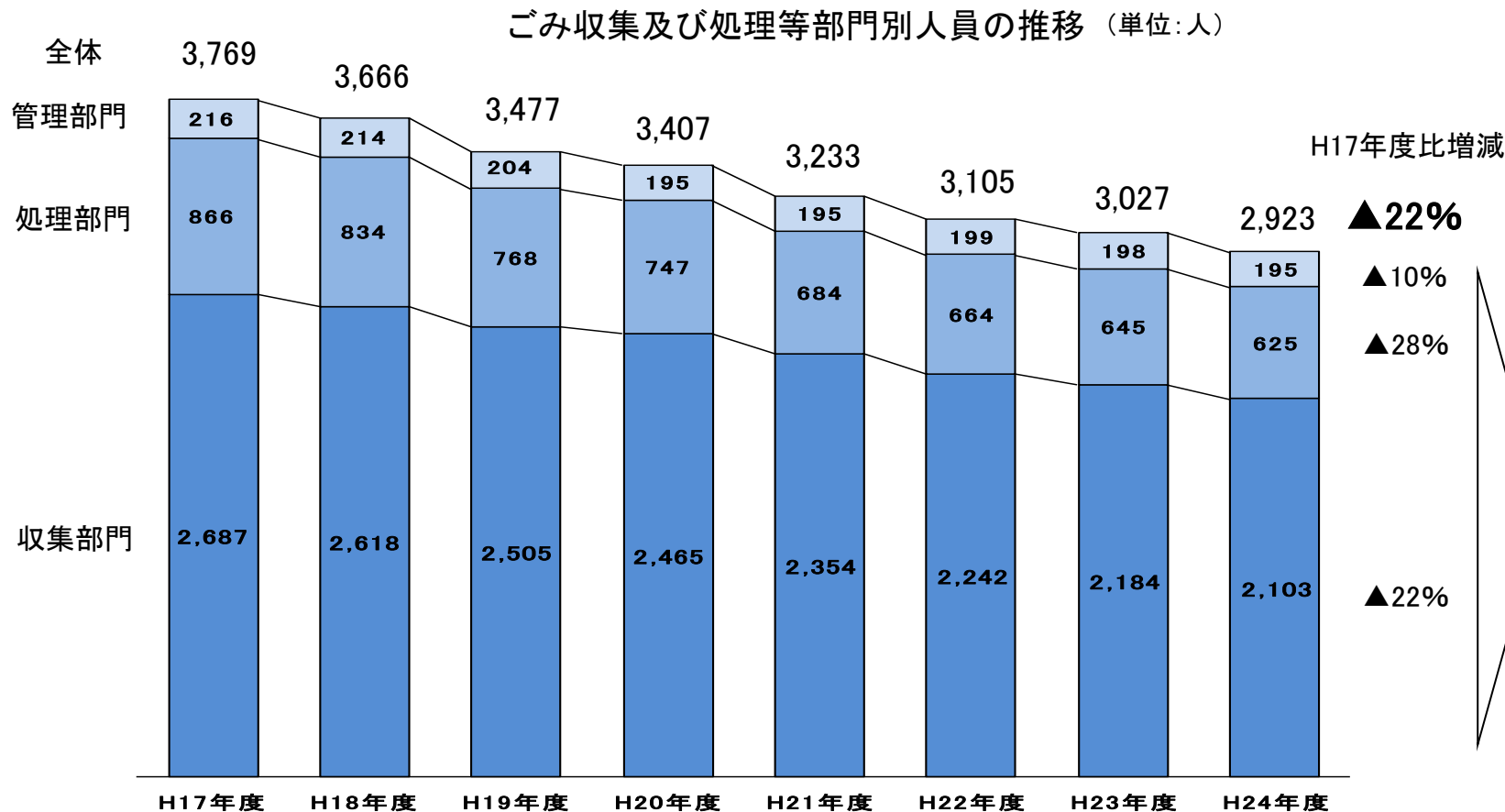
2 ごみ収集輸送事業の現状

(7) 大阪市の収集体制

① 職員及び事業コストについて

(iv) 職員数の推移

業務執行体制の見直しと採用凍結、転任制度の活用などにより、年3%程度の人員削減を行ってきた。



作業の効率化による業務執行体制の見直しにより、全体的に人員削減を行った。

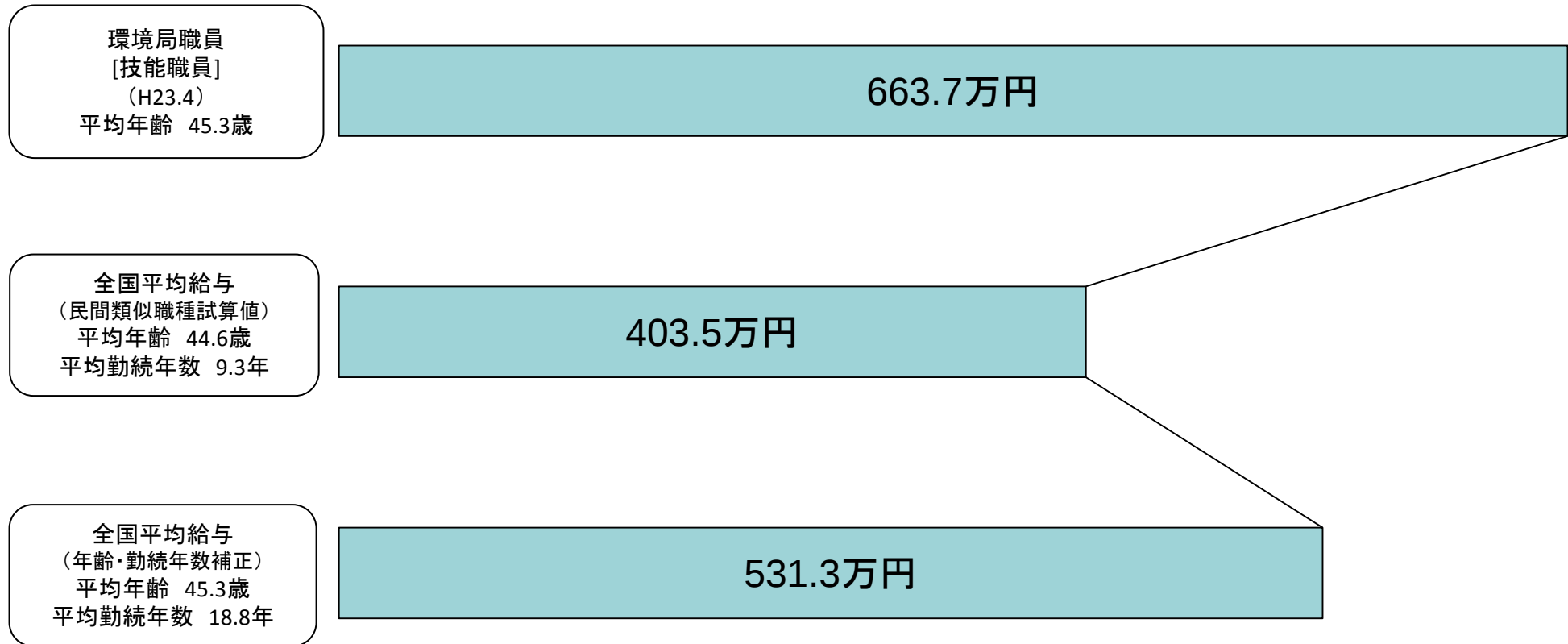
2 ごみ収集輸送事業の現状

(7) 大阪市の収集体制

① 職員及び事業コストについて

(v) 職員給与単価

民間給与と環境局職員(技能職員)給与との比較(年収) [平成23年度]

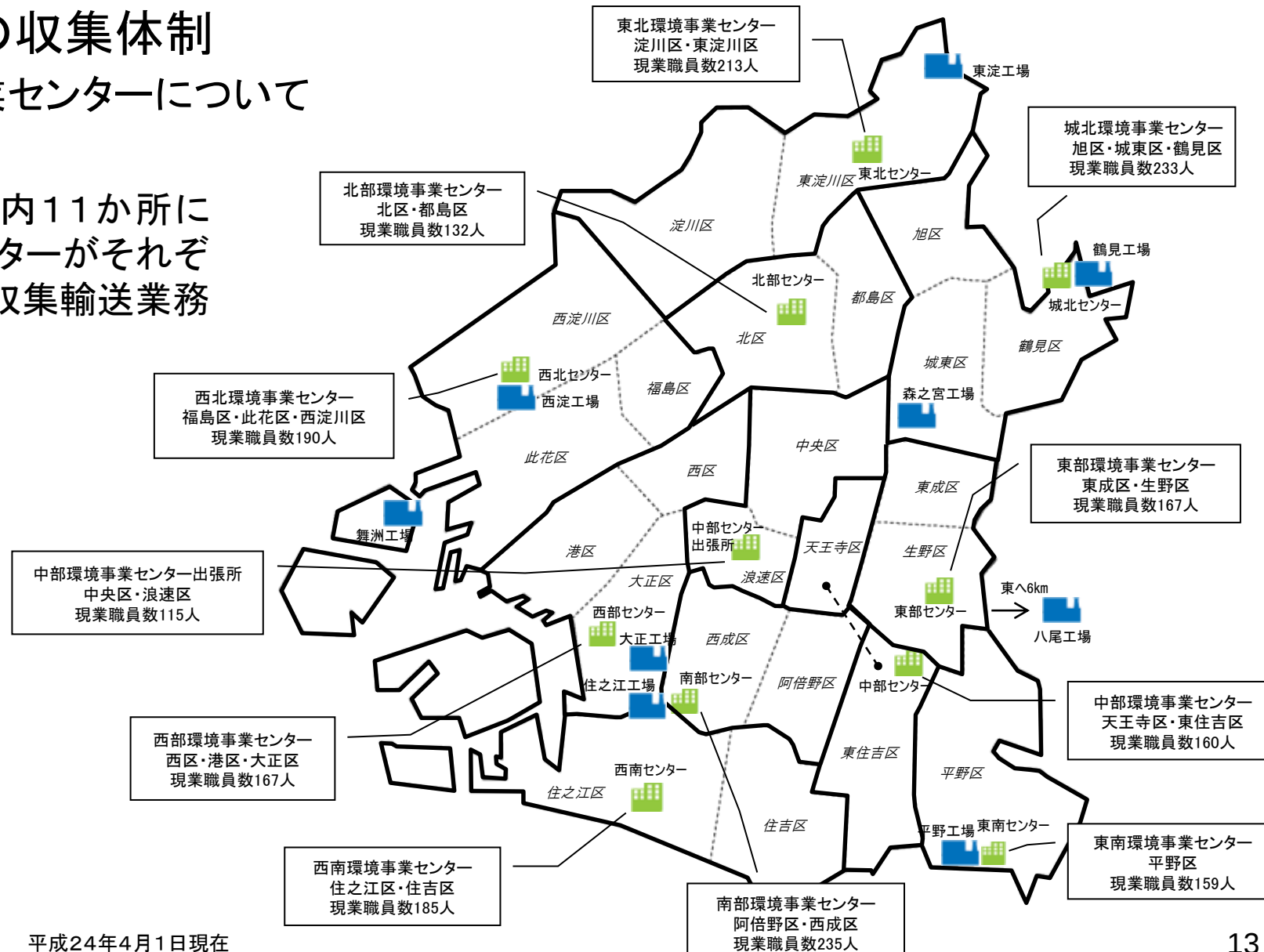


2 ごみ収集輸送事業の現状

(7) 大阪市の収集体制

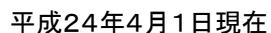
② 環境事業センターについて

大阪市では、市内11か所にある環境事業センターがそれぞれ1～3行政区の収集輸送業務を実施している。



(7) 大阪市の収集体制

環境事業センターの組織機構図は次のとおりである。



2 ごみ収集輸送事業の現状

(7) 大阪市の収集体制

④ 車両について

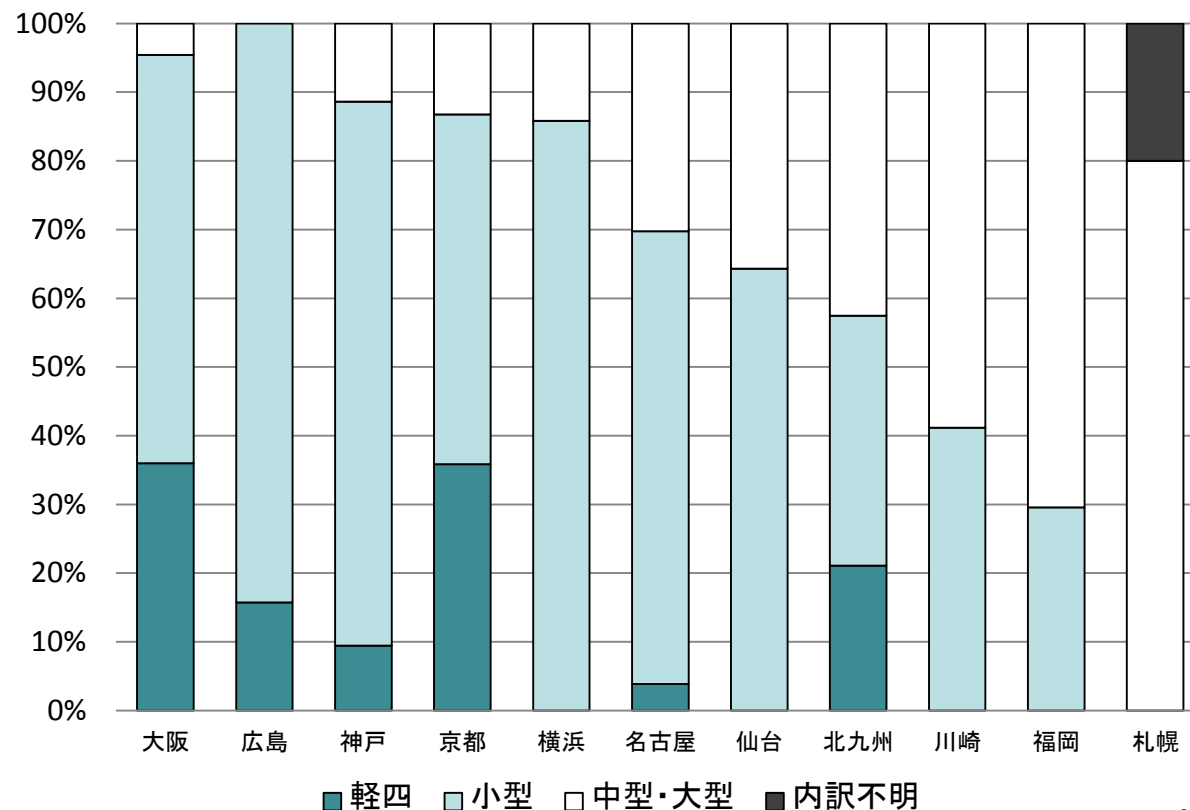
大阪市では、市域が狭小かつ市街化が進んでいることから、主として小型車両（軽四輪車・小型プレス車等）を使用している。

車両台数 748台 （平成24年4月1日現在）

（内訳）

軽四輪車(0.35t)	323台
小型プレス車(2t)	228台
小型パッカー車(2t)	111台
小型四輪車(2t)	34台
中型パッカー車(2.4t)	15台
小型貨物車(0.7t)	8台
大型トラック(6t)	7台
ショベルローダー	22台（中継地内）

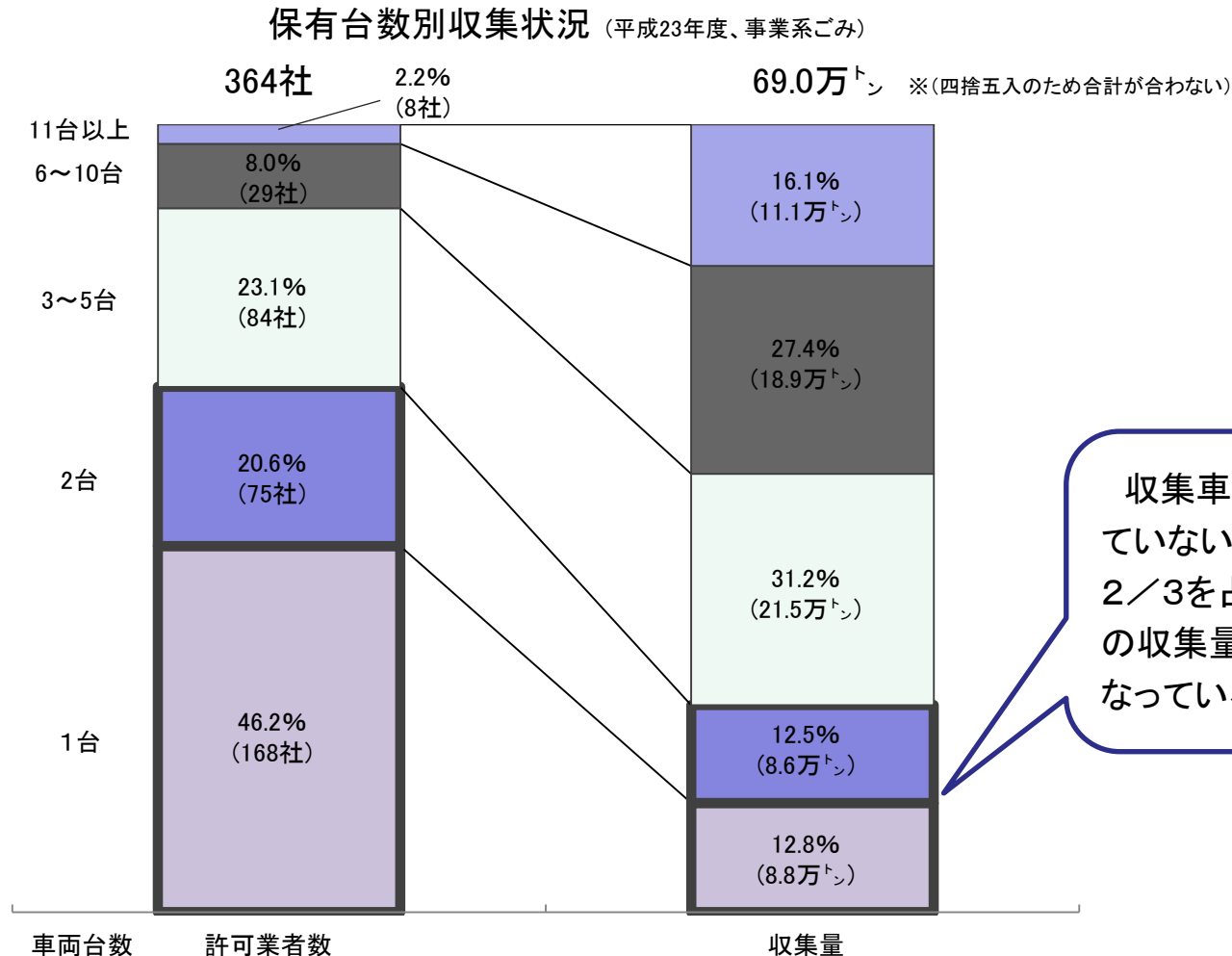
主な政令指定都市の普通ごみ収集車両構成状況（平成23年4月1日現在）



2 ごみ収集輸送事業の現状

(8) 一般廃棄物収集運搬許可業者の現状

大阪市では、収集車両が2台以下という小規模業者が多い。



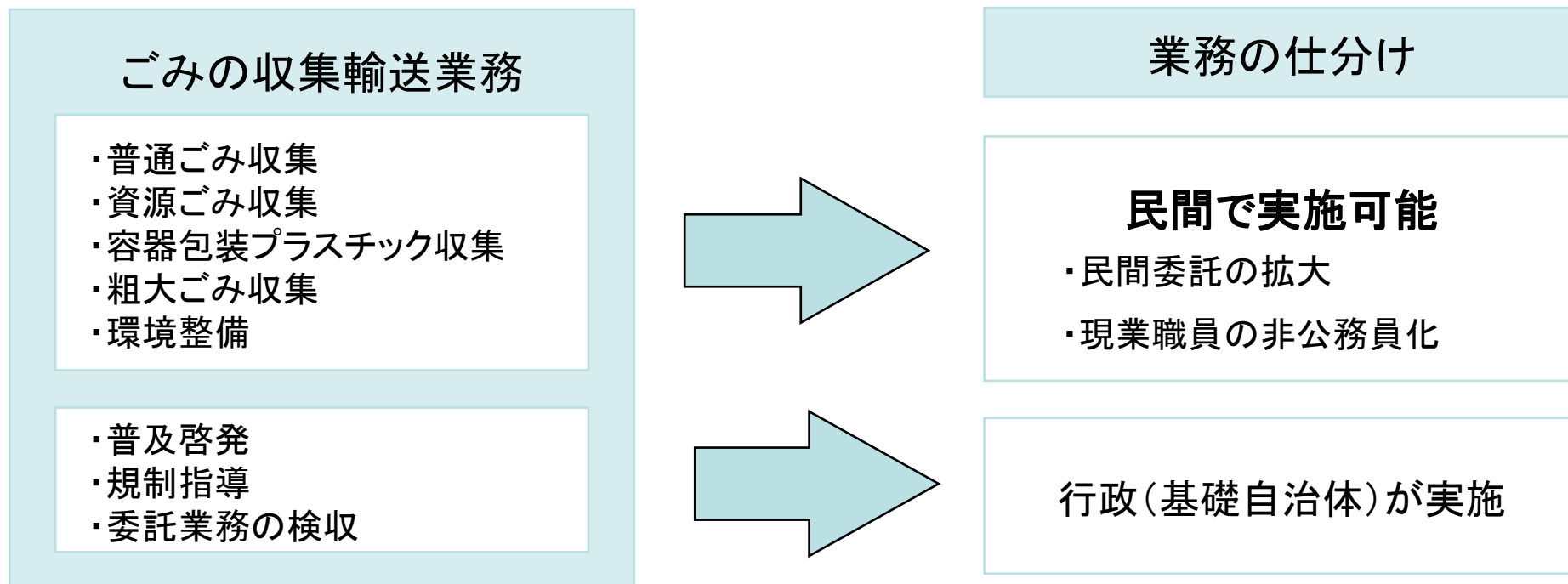


3 ごみ収集輸送事業の課題と対応策

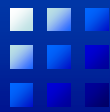
(1) 事業の仕分けと検討プロセス

家庭系ごみ収集輸送事業については、主に直営で実施しており一層のコスト削減が必要である。また、民間委託を導入しているが、退職不補充の手法で行っており改革のスピード感に欠ける。

そこで、「民でできることは民へ」の視点に基づき民間で実施可能な業務については、「事業の民間化」及び「現業職員の非公務員化」を進めることとする。なお、普及啓発や規制的な業務については、引き続き行政で実施する。



なお、本事業のコストは大半を人件費が占めており、職員1人当たりの平均給与についても民間類似職種の従業員に比べ高いことから、上記の取り組みに併せて、給与制度の見直しについても取り組む必要がある。



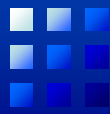
3 ごみ収集輸送事業の課題と対応策

(2) 第14回 府市統合本部会議で確認された基本的方向性

平成24年6月19日に開催された第14回府市統合本部会議において、次の2点が基本的方向性として確認された。

基本的方向性

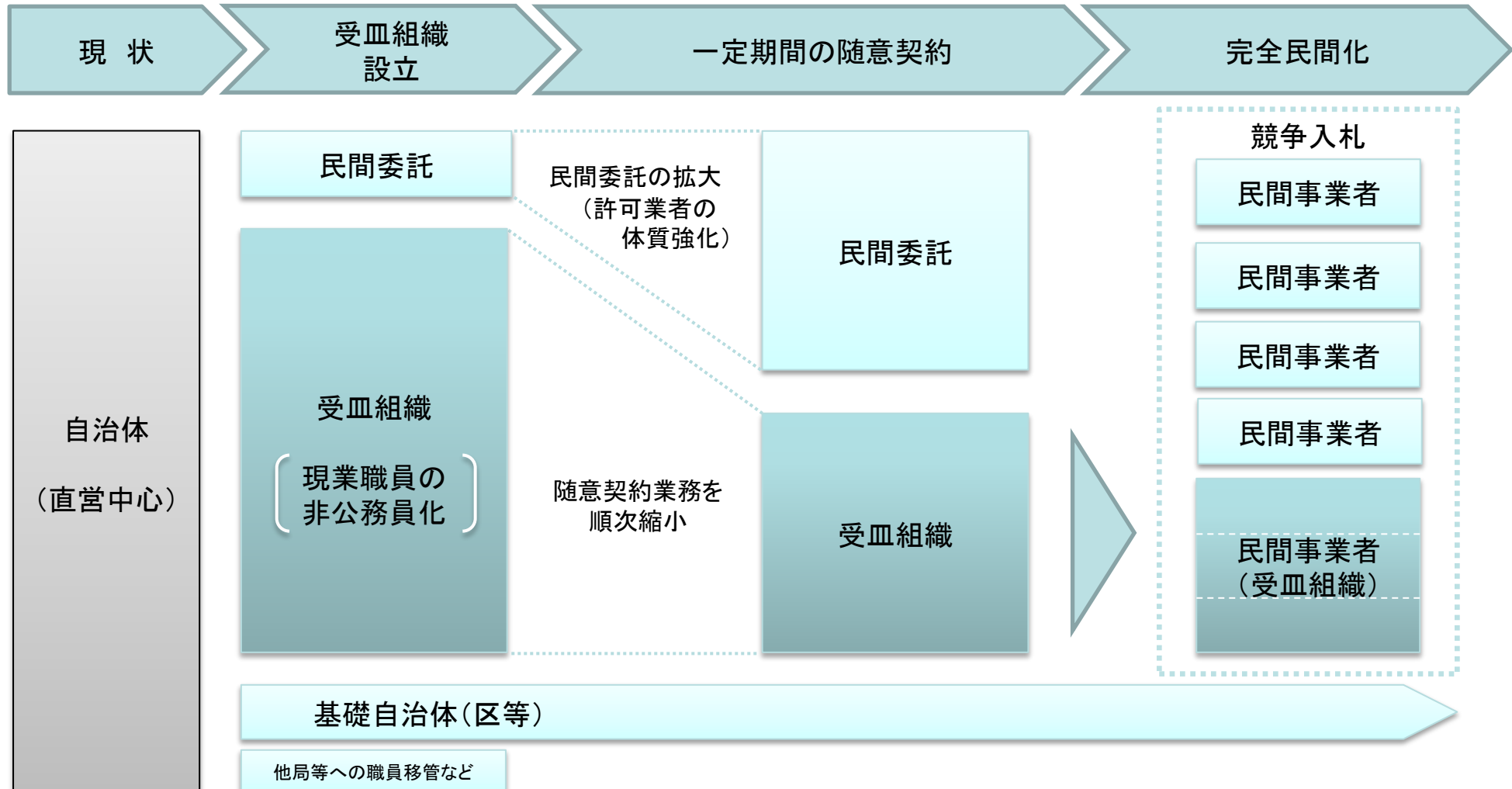
- ① 受皿組織設立時に現業職員の非公務員化を図る
※受皿組織設立にあたっては、民間活用を主体とした
運営形態を優先的に検討する
- ② その後、業者育成を図りつつ民間委託を拡大し、可能な限り早期に完全民間化(市場開放・競争化)を図る



3 ごみ収集輸送事業の課題と対応策

(3) 基本的方向性のイメージ

前ページの基本的方向性をイメージ図として表わすと次のとおりとなる。





3 ごみ収集輸送事業の課題と対応策

(4) 受皿組織設立に向けての検討と課題

収集輸送業務については、『民でできることは民へ』の方向性に基づき、受皿組織の運営形態である下記①～⑥のうち、民間活用を主体とした運営形態である①～③を優先的に検討することとした。

①「民間事業者」

②「新会社設立(民間出資)」

③「新会社設立(民間・市出資)」

④「新会社設立(市出資)」

⑤「一般財団法人(既設)」

⑥「地方独立行政法人」



民間活用を主体とした運営形態

また、受皿組織の設立について、関連企業へのヒアリングを行ったところ、次の点について、課題が浮かび上がった。

① 事業の成長性・将来性の不透明感

② 職員の引き受けのリスク

③ 交通事故等のリスク

④ 企業の工夫・合理化等には限界